

(圧縮版)

内閣総理大臣	安倍晋三様
文部科学大臣	林 芳正様
経済産業大臣	世耕弘成様
環境大臣・内閣府特命担当大臣	(原子力防災) 中川雅治様
防衛大臣	小野寺五典様
原子力規制委員長	更田豊志様
気象庁長官	橋田俊彦様

大量の高レベル廃液をかかえ、戦争は国家破滅への道です
六ヶ所・東海再処理工場の高レベル廃液の安定化等を求める質問・要望書

福島第一原発事故で放出された放射能によって、福島を始め広い地域が汚染され取り返しのつかないことになりました。汚染地に住む人々は故郷を追われ、仕事をなくし、一家離散、自死など、まさに塗炭の苦しみを味わっておられます。今、その汚染地に避難者の帰還政策が進められています。憲法に定める個人の尊厳幸福追求の権利が尊重されず、踏みにじられているのではないのでしょうか。

2014 年秋日本原子力研究開発機構（以下 JAEA）は東海再処理施設（以下東海再処理工場）の廃止を決定しました。一方日本原燃六ヶ所再処理工場は、原子力規制委員会へ度重なる虚偽報告が発覚し、委員会は報告命令を下して新規制基準申請の審査を棚上げにしました。日本原燃は工場内 60 万カ所の設備点検など徹底した見直しの必要に迫られ、その対応に追われアクティブ試験終了の目処が立たなくなり過去最長 3 年もの稼働延期になっています。

両再処理工場には大量の高レベルの放射能が不安定な廃液（以下高レベル廃液）の形で貯蔵されており、放射能の大量放出を伴う重大事故が起こればその被害は福島原発事故の比ではありません、国内は壊滅的な放射能被害を受け、立ち直りが困難となり、世界的にも広範囲の放射能汚染を引き起こし、わが国は世界中の信頼を完全に失ってしまうものと憂慮しております。

原子力規制委員会を始めとして国は国民を守る精神に則り、戦争など重大事故を引き起こす可能性のあるあらゆる要因をチェックして絶対に重大事故を起こさないように厳正かつ厳重な審査等を行い国民の信頼に応えるべきです。総理は「世界一厳しい規制基準」で審査しており、適格が確認されれば再稼働しても安全だと主張されています。しかし私たちは何としても「二度と絶対に原子力大事故を起こさない」ことを約束して頂きたいのです。今、核とミサイルを持った隣国は電磁パルス攻撃を口に出しております。もしこれを受けると両再処理工場で大規模な大事故が進展するものと想定されます。なんとしても戦争を避けてください。

私達はこの愛すべき地に末永く住み子々孫々命をつなぎ続けたい、この素朴な願いに為政者である国は良心と叡智と勇気を奮い立たせ平和と外交に徹し応えて下さい。

以上の主旨に則り、両再処理工場に関わる下記事項について質問・要望いたします。

質問・要望事項 ※（参質 193-87）とは第 193 国会の 83 番の質問主意書を指します

1. 現有する高レベル廃液*(JAEA は「高放射性廃液」と呼称)のガラス固化安定化について

六ヶ所再処理工場貯蔵高レベル廃液約 200m³、東海再処理工場高放射性廃液約 400m³に含まれるセシウム 137 の総量は福島第一原発から大気中へ放出されたセシウム 137 の量の各約 35 倍、約 80 倍に相当します。廃液にはこれ以外にストロンチウム 90、超ウラン元素等さまざまな核種が大量に含まれています。高レベル廃液は絶えず冷却し、発生する水素を掃気しなければなりません。もし電源喪失や冷却水のパイプ漏れなどが起こると六ヶ所再処理工場では貯槽により最短で約 7 時間で水素爆発濃度に到達し、約 15 時間で廃液が沸騰し始め蒸発乾固し硝酸塩が析出してきます。そして熱源があると水素爆発、硝酸塩爆発などを起こし内蔵放射能が放出され福島原発事故以上の大惨事が予想されます。

JAEA は 2013 年 7 月 1 日に原子力規制委員会に対し「再処理施設に関するこれまでの検討チームにおける議論に対する意見（東海再処理施設）」を提出し「既に多くの高放射性廃液やプルトニウム溶液を保有している。可能な限りこれらの溶液を固化・安定化することで潜在的ハザードを低減し、施設の安全性を高めることが重要であると認識している。」とし、2016 年 1 月 九年ぶりに再稼働し 12 年半で廃液を全て固化する計画であった。しかし 2 月搬送用クレーンが故障し、6 月にはガラス溶融炉の白金族問題で運転停止しており、ガラス固化予定 50 本のうち製造できたのはわずか 13 本、1/4 であったと報道されていました（2017 年 4 月）。白金族の沈積はガラス固化溶融炉で最も深刻な問題であり六ヶ所再処理工場でも悩まされ続けています。これではいつになっても高レベル廃液が存在し続け、国民の安全が脅かされることとなります。これでは 東海の技術により設置された六ヶ所再処理工場のガラス固化が正常にできたのかも疑われます。

以下 JAEA による東海再処理工場のガラス固化の進捗状況をお知らせ下さい。また固化・安定化を開始し早期に終了させるよう指導を強化して下さい。以下質問です。（規制庁、文科省関係）

- 1-1. 当初の計画、現在まで実際の廃液処理量、発生ガラス固化体本数 残廃液量はいくらですか。
- 1-2. 計画通り進んでいない場合はその理由と対策をお知らせください。
- 1-3. いつまでに廃液をガラス固化しゼロにするのか、今後の処理計画についてお知らせください。
- 1-4. 炉内で起こる白金族沈積問題は解決できたのですか。解決できない場合はどのような対策を考えているのですか。その方式は信頼できるものですか。
- 1-5. 高放射性廃液のリスクを考える時、完成された技術とは考えられないガラス固化 LFCM 法（ジュール熱方式）は止めて、英仏で行われている AVM 法（キルン・誘導加熱方式）を導入し早期に固化してしまいリスクを低減させてはどうですか。

日本原燃に対し早期に高レベル廃液のガラス固化・安定化をするように指導強化をお願いします。以下質問です。 (規制庁、エネ庁関係)

- 1-6. (参質 193-87) において「六ヶ所再処理施設の高レベル放射性液体廃棄物については、一連の適合性審査等を行っている間は、御指摘の“ガラス固化”を開始することが認められないことから、冷却機能を確保して保管することが重要と考えている。」との答弁がありましたが「使用済燃料再処理に関する審査業務の流れについて」平成 29 年 6 月 30 日原子力規制庁原子力規制部によると、リスクを低減させるための活動（高レベル廃液ガラス固化等）は「個別に判断」とありました。これを適用させガラス固化を早期に進めるわけにはいきませんか。
- 1-7. 新規性基準審査は 3 年間延期されましたが、この間危険な高レベル廃液をそのままにせず、東海再処理工場のように集中し早期にガラス固化を進めるべきではないでしょうか。
- 1-8. アクティブ試験においてトラブル続きだったガラス固化熔融炉の試験運転は 2012 年 6 月からはそれまでとは異なり極めて順調に進み 2013 年に終了したと聞いております。この報告書が国へ提出されておりますが、この報告書の審査はまだ行われておりません。(参質 193-87)において「政府としては、新規制基準に係る適合性審査を優先して行うことが必要であると判断し、日本原燃から提出された「再処理施設アクティブ試験におけるガラス固化試験結果等に係る報告について」は、その内容の確認を行っていない。」との答弁がありましたが、新規制基準審査のブランクとなったこの 3 年の間に上記報告書の審査評価を行なってはどうか。
- 1-9. 現在の A 熔融炉は天井レンガが剥離するなどかなり傷んでいるものと思われまます。新型炉との交換が予定されていると聞いております、この新型炉の使用前検査等はどのように行われますか。
- 1-10. 高レベル廃液のリスクを考える時、不完全な技術と推量されるガラス固化については LFCM 法（ジュール熱方式）は止めて、英仏で行われている AVM 法（キルン・誘導加熱方式）を導入し早期に固化してしまうようにしてはどうですか。

2. 高レベル廃液の危険性について (規制庁・内閣府・防衛省関係)

- 2-1. 国民は原発事故を心配しておりますが、再処理工場にある高レベル廃液の危険性については周知されていません。国はこのとてつもない危険廃液について国民に知らせ、有事の際の対応を求めることが大事だと思っておりますがどうでしょうか。
- 2-2. 高レベル廃液貯槽によりますが冷却掃気が止まると最短のものは何時間で水素爆発下限濃度に達すると国は確認していますか。両再処理工場について保守的に最も短い到達時間をお知らせください。
- 2-3. 高レベル廃液貯槽によりますが冷却が止まると最短のもので何時間後に沸騰開始すると国は確認していますか。両再処理工場について保守的に最も短い到達時間をお知らせください。
- 2-4. 両再処理工場で電源喪失、冷却水喪失、パイプ破断等非常事態の際、2-2、3の時間内に防災対応ができるのでしょうか。
- 2-5. 高レベル廃液が沸騰し蒸発乾固した場合硝酸塩が析出すると考えられますが、これは加熱により硝酸塩爆発を起こすのではないのでしょうか、このことを国は想定していますか。想定していない場合はその理由をお示しください。
- 2-6. 再処理工場において電源喪失、冷却水のパイプ破断などが起きた場合、以上 2-2、3に係わる高レベル廃液貯槽において水素爆発、沸騰、蒸発乾固硝酸塩爆発など重大事故の発生が考えられます。両再処理工場はその場合の重大事故対応マニュアルを整備しているのでしょうか。国は確認しているのでしょうか。お知らせください。
- 2-7. 1957 年 9 月 29 日に旧ソ連の核兵器用再処理施設で起きたウラルの核惨事ではタンク内放射性核種の約 9 割が施設とその周辺に、約 1 割に当たる 200 万キュリーが 300km にわたる汚染を引き起こしたとありました。東海再処理工場、六ヶ所再処理工場で最悪の事故が起きた場合被害の範囲等のシミュレーションを行い、その防災対応方法について国民に示すべきではないでしょうか。見解をお知らせください。
* ドイツ政府は 1976 年、建設予定であった再処理工場の重大事故についてシミュレーションを実施しています。「高レベル廃液貯槽の冷却が完全停止すると最終的死亡者数は西独全人口の半分の 3 千万人に上る可能性がある」という内容でした。2009 年ノルウェー政府は英国セラフィールド再処理工場の重大事故のシミュレーションを行い、英国に高レベル廃液を早期に固化するよう要請しています。

3. 再処理工場の設計上の想定を超える重大事故防止について

3-1. 再処理工場がミサイル攻撃を受けた場合 (防衛省・規制庁関係)

コリア・レポート編集長の辺真一氏は北朝鮮の態度について「これまで労働新聞や外務省談話で言及したことはあったが、直接、日朝国交正常化交渉担当大使が出てきて、万が一の場合、真っ先に日本が攻撃の対象だと踏み込んだ。あそこまで日本に対して恫喝的な発言をしたのは初めてだが、あれは北朝鮮の本気度を示したと思う。開戦となれば、真っ先に北朝鮮は日本を叩いてくる」と解説しました(ヤフーニュース 2017年4月23日)。国際関係が険悪化すれば北朝鮮のミサイル攻撃が現実になることも覚悟しなければいけません。両再処理工場について国民を守るため具体的なミサイル対策を立ておくべきではないでしょうか。なんとと言っても攻撃を受けるような事態に陥らせない平和外交に徹する、もしくは攻撃された場合放射能汚染で大混乱する核施設を廃止し危険物を無害化しなければいけません。稲田元防衛大臣は2017年4月18日に国会で「我が国が射程内に入る核弾頭搭載弾道ミサイルが配備されるリスクが増大していくものと考えられます」と述べ「(ミサイルの撃ち落としは)可能ということでございます」と答弁しましたが、再処理工場の放射能貯蔵施設に1発でも当たれば重大事故になります。工場としての対応、ミサイル防衛の対応についてお知らせをお願いします。

3-2. 電磁パルス(EMP=electromagnetic pulse)攻撃を受けた場合 (防衛省・規制庁関係)

六ヶ所再処理工場では2015年8月の落雷により工場の主要建屋の計器が破損し、落雷対策として270カ所の計器に保安器を設置する被害を受けています。計測と制御は一体であり、もし工場が稼働中であつたなら重大事故に拡大していたのではないかと想定されます。2017年9月3日、朝鮮労働党の機関紙・労働新聞のニュースは「核兵器の威力を攻撃対象によって数十~数百キロトン級に至るまで任意に調整できる我々の水素爆弾は巨大な殺傷破壊力を発揮するだけでなく、戦略的目的によって高空で爆発させ、広範囲の地域について強力なEMP攻撃まで加えることのできる多機能化された熱核弾頭を備えている」と報じています。EMP核爆弾は「高高度(上空約30km~400km)で核爆発を起こすことで強烈な磁場を発生させ、地上にある電子機器の機能を瞬時に破壊します。東京上空135kmで10キロトンの核爆発(広島型原爆は15キロトン)が起きると、被害地域は半径約1300km。沖縄などを除く日本列島ほぼ全域のインフラがストップします。」と陸上自衛隊元化学学校長鬼塚志氏は説明しています。

(参質195-7)で国は「EMP攻撃の詳細は明らかではない」と回答していますが、すでに米国のCIA核専門家が、北朝鮮のEMP攻撃で「アメリカ国民90%死亡」と警告しています。韓国の国防科学研究所(ADD)は「北朝鮮が6回目の核実験時と同程度の爆発力を持つEMP弾をソウル上空で爆破させたら、少なくともソウルから全羅北道群山市まで電子機器・設備が無力化する可能性がある」というシミュレーション(模擬実験)結果を国会国政監査資料として29日、提出しています。既に米国議会にEMP委員会が設置されていることが「朝鮮日報の記事」からわかります。このように北朝鮮と緊張関係のある国々が既に詳細な検討をしています。一方我が国では防衛大臣が2017年9月の記者会見で「EMP自体の攻撃が実際にどのような影響があるかということは、まだ知見が確定しているわけではないと思います。そういう意味で防衛省は従前からこの問題については研究を進めておりますが、30年度予算ではEMP弾を開発、研究する中でこの対処能力を私どももしっかり対応する研究を積み重ねていきたいと思っています。」と現実の脅威として捉えていないような回答でした。原発や再処理工場での対策についてはノーコメントになっていました。

国民を守る意志があるならば、EMP攻撃を受けた場合、原発が暴走するのかもしれない、再処理工場の廃液が冷却できなくなり沸騰が始まるのかどうか、現実味を帯びている最重要課題について具体的に教えてください。

3-3 火山噴火による火砕流が押し寄せた場合 (規制庁、気象庁関係)

八甲田山の山体膨張が観察されています。もし十和田火山群のカルデラ火山噴火により火砕流が発生し六ヶ所再処理工場に到達した場合高レベル廃液や使用済み核燃料プール(核燃料約3000トン貯蔵)の冷却についての対応計画がありますか。厳重なる対応策を講じるよう指導の強化をお願いします。

3-4 大津波が来襲した場合(東海再処理工場について) (規制庁、気象庁関係)

(参質193-118)で「東海第二原発では防潮堤の計画がある、再処理工場(敷地標高約6m)においても防潮堤など、何らかの津波対策が必要ではないか」との間に「東海再処理施設は廃止することになっており国は原子炉規制法に基づく廃止措置計画の認可申請が原子力機構から提出される。この計画書の審査時点で津波対策が適切か審査することになるものと考えている」との回答がありました。東海再処理工場の廃止は2014年9月に表明されておりそれから約3年以上経過しています。約400m³の高レベル廃液を抱え、ここで電源喪失や冷却不能になった場合国民の生命はもとより首都圏そして国の存在基盤を脅かす重大事故が予想されます。最優先し対策を講じさせるべきではないですか、先送りは許されません。潜在的リスクが大きすぎます。廃止措置計画は提出され津波審査は行われたのですか。その後の経過と今後の見通しについてお知らせください。

3-5. 有機化学薬品による事故の場合 (規制庁関係)

世界の再処理工場で過去に起きた事故として「有機溶媒の発火、TBP*1硝酸ウラン錯体の熱分解爆発、冷却系の故障による有機混合物の爆発、HAN*2の熱分解爆発、電源系の火災、アスファルトと硝酸塩による火災、高レベル廃液の漏洩」などが挙げられ、いずれも地震起因の事故ではありません。わが国は他国と違い地震大国です。大地震が起こると、この全ての事故が工場内各施設で一斉に起こると考えられま

す。このような同時多発事故への備えはどうなっていますか。同時多発事故への対応を求める基準を定め JNFL へ厳しく指導をして下さい。 *1)リン酸トリブチル、 *2)硝酸ヒドロキシルアミン

3-6. 国家石油備蓄基地火災の場合 (規制庁、エネ庁関係)

(参質 193-81) の質問「六ヶ所再処理工場の北西 1 から 4 キロメートルの場所に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のむつ小川原国家石油備蓄基地があり、51 基のタンクに現在約 490 万キロリットルの原油が蓄えられているという。同基地で外的事象などにより火災が発生した場合、六ヶ所再処理工場の電力引き込み線等への影響はないか、影響がある場合には何らかの対策を立てているのか示されたい。」に答えていませんので、回答をお願いします。

3-7 上記 3-1~6 の“場合”について、新規制基準で検討されていない“場合”についてはどの組織で検討するつもりですか。検討せずに稼働を認めるのでしょうか。その場合は新規性基準を満たしたとしても想定外の重大事故につながるのではないのでしょうか。(規制庁関係)

4 その他

4-1. (参質 193-81) の答弁書で、六ヶ所再処理工場の高レベル廃液や使用済燃料に含まれているストロンチウム 90 及びセシウム 137 の放射エネルギーについて「高レベル廃液中のセシウム 137 以外は把握していないと聞いている」との回答がありました。重大事故を評価する基本的なデータ(ソースターム)を把握しないまま、規制委員会は審議をしてきたのでしょうか。なぜ規制委員会は国民の安全を守る基本的データの情報を請求しないのですか回答をお願いします。また、データの情報公開を求めます。(規制庁、エネ庁関係)

4-2. 2016 年 11 月 25 日の規制委員会の原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合において、規制委員会は、六ヶ所再処理工場原子力災害対策重点区域の範囲の目安について、PAZ(予防的防護措置準備区域)は「なし」、UPZ(緊急時防護措置準備区域)は従来通り「5 km」とする日本原燃案を了承したとのことです。これは六ヶ所再処理工場の内蔵放射エネルギーから考えるとあまりに狭い範囲と思われる、原発は 30km です。UPZ の科学的目安基準と半径 5km に決定した理由をお知らせください。(規制庁関係)

4-3. (参質 197-5) 「電磁パルス攻撃に対する原子力施設の安全確保に関する質問主意書」の答弁によると、国民保護法に基づき「国民の保護に関する基本方針」が平成十七年(2005 年)に閣議決定されています。ここでは、NBC(核・生物・化学兵器)攻撃が想定されていますが、EMP 攻撃は想定されておられません。答弁書では「原子力事業者は『緊急時対応マニュアル』に基づき『自らの判断により、直ちに原子炉の運転を停止するものとする』」とありますが、国が想定していない EMP 攻撃を事業者自ら想定し原子炉等を停止できるものでしょうか。北朝鮮が核ミサイルを持ち、EMP 攻撃について触れている現在、基本方針に EMP 攻撃を加え対応しなければならないはずだと思いますが、原子力事業者は緊急時対応マニュアルに具体的 EMP 攻撃の対応を盛り込んでいるのでしょうか。(規制庁、内閣府、防衛省関係)

4-4. 2008 年 5 月に東洋大渡辺満久教授(変動地形学者)が六ヶ所再処理工場直下に活断層が存在し、下北沖海底を走る大陸棚外縁断層と連動すると最大で M8 の地震が起きる可能性を指摘しております。1968 年の十勝沖地震 M7.9 ではむつ市役所や三沢商業高校が倒壊しています。9 年前の岩手・宮城内陸大地震は誰も想定していませんでしたが、世界最大の 4022 ガルを示し震源地周辺は大規模な地滑りにより道路が大きく崩れ跡形もなくなりました。六ヶ所でこのタイプの地震が起きないと断言できるのでしょうか。

日本原燃が 2016 年 12 月 26 日の新規制基準審査会合へ提出した(資料 1-1)では、「大陸棚外縁断層は、第四紀後期更新世以降の活動はない」とするとともに、基準地震動を 600 ガルから 700 ガルに見直したとしています。この原燃の評価は、前記の現実起こった地震と比べ、あまりに過小評価と思われる。地震科学の限界をも踏まえ安全側に立ち保守的に評価してください。六ヶ所再処理工場の特別な危険性に鑑み、地すべりの発生も含め、過去最大規模の地震以上の基準地震動を想定し評価すべきではないでしょうか。政府の見解をお知らせください。(規制庁、気象庁関係)

4-5. 空気中水素の爆発濃度下限を日本原子力学会論文では 4 vol% として想定していますが、いつの間にか新規性基準審査において日本原燃は爆発濃度下限を 8 vol% とし爆発到達時間を長くして対策を立てていますが、なぜ 4% から 8% とへと変更されたのでしょうか。保守的に厳しい数値で検討すべきではないでしょうか。(規制庁関係)

4-6. (参質 193-81) の答弁書で六ヶ所再処理工場の「プールに貯蔵されている使用済み燃料の非常時における移送先は、新規制基準において求められておらず政府として把握していない」との回答でした。六ヶ所再処理工場には福島第一原発 4 号機から取り出された使用済核燃料の約 10 倍のセシウム 137 を含む使用済燃料があります。福島第一原発 4 号機の燃料プールが地震で損壊し対応不能となった際には「170km 圏内の住民は強制避難、250 km 圏内の住民は自主避難」(チェルノブイリ事故適用基準)の方針だったことが当時の総理菅直人氏が明らかにしています。このことから六ヶ所再処理工場に貯蔵されている使用済燃料の危険性のすさまじさが伺えます。日本原燃の資料から、冷却ができなくなると 13 日で冷却水の沸騰が始まり、80 日後に燃料が空气中に露出しメルトダウンが始まり、揮発性の放射性セシウムやヨウ素 131 の大量放出が始まると想定されます。非常時の対応ができるように移送先を確保しておく必要があるのではないのでしょうか。それができなければ乾式貯蔵にするなど対策を立てなければならないはずで

す。新規制基準が人々の安全を真に考えているのならば対応を求めるべきだと考えますが見解をお知らせください。（規制庁関係）

4-7. (参質 193-81) の答弁書で、重大事故においてさまざまな手段を講じても高レベル廃液の蒸発乾固、析出硝酸塩の爆発を止める見込みがなくなった場合等の最後の手段を問うています。また硝酸塩大爆発に至る前の火災、臨界、水素小爆発、廃液の沸騰・蒸発が大地震や落雷など外的事象により工場内で同時多発し、主排気筒送風機等が止まる・道路寸断など手の施しようがなくなった場合に 人的・技術的に対応できるのか問うています。このような場合の最後の放射能放出を止める手段（深層防護）について回答がありませんでした。再処理工場は保有する内蔵放射エネルギーがあまりに膨大かつパイプライン、反応装置、貯蔵装置等複雑な化学工場であり、一旦重大事故が発生すると日本はもとより北半球一帯に大きな放射能汚染をもたらすことが想定されています。放射能放出を止める最後の手段を講じることなく工場の操業が許可されようとしています。これでは、国民の安全確保と国土・世界汚染を配慮しない、この国を滅ぼすことになりかねない事態になるのではないのでしょうか。見解をお知らせください。

この点について JAEA は最悪時には貯槽を含むセル（小部屋）を水没させることにより冷却をすることで私たちに回答がありました。このセル水没方式は技術的に可能なのでしょうか。国は確認しているのでしょうか。（規制庁関係）

5. 【特別な要請です】危険な高レベル廃棄物を発生する再処理、原発は止めてください。大量の放射性物質をかかえ戦争は絶対にしてはいけません、国が滅びます。

以上

◎ 提出団体：9 団体

花とハーブの里(青森県六ヶ所村、代表菊川慶子)

PEACE LAND(青森県八戸市、代表山内雅一)

核燃から海と大地を守る隣接農漁業者の会（青森県東北町、代表荒木茂信）

大間とわたしたち・未来につながる会（北海道函館市、代表野村保子）

豊かな三陸の海を守る会（岩手県宮古市、共同代表菅野和夫）

三陸の海を放射能から守る岩手の会（岩手県盛岡市、世話人永田文夫）

三陸・宮城の海を放射能から守る仙台の会（宮城県仙台市、代表大友佳代子）

脱原発とうかい塾（茨城県東海村、代表相沢一正）

原発事故からくらしを守るネットワーク（茨城県東海村、代表阿部功志）

◎ 賛同団体：20 団体

北海道 ベクレルフリー北海道（北海道）核ごみ問題研究会（北海道）

道民視察団（北海道）いぶり怒れる女子会（北海道室蘭市）

市民ネットワーク北海道（北海道）

東北 青森おんなの学校（青森県弘前市）岩手有機農業研究会（岩手県）

クランボンの会（岩手県矢巾町）ピースキャンパス4チーム（岩手県紫波町）

放射能から子どもを守る岩手県南・宮城県北の会（岩手県一関市）

無限洞（岩手県盛岡市）春を呼ぶ会（岩手県盛岡市）

放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会（福島県）

関東 経産省前テントひろば（東京都）原子力規制を監視する市民の会(東京都)

福島老朽原発を考える会（東京都）

中部 原発なくそうミツバチの会（静岡県函南町）原子力いいんかい？@伊東（静岡県伊東市）

関西 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（大阪府）

九州 さよなら玄海原発の会・久留米（福岡県久留米市）

連絡先：〒020-0004 岩手県盛岡市山岸 6-36-8

三陸の海を放射能から守る岩手の会 世話人 永田文夫

電話・ファックス 019-661-1002